

医療法人慈風会 宮崎病院
指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人慈風会 宮崎病院（以下「病院」という）が開設する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画を作成することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

(3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

(4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 医療法人慈風会 宮崎病院 居宅介護支援センター

所在地 福井県坂井市三国町北本町二丁目2-6

医療法人慈風会 宮崎病院内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名以上(内、常勤職員1名)

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び三国祭り(5月20日)8月14日、15日更に12月31日から翌年1月3日を除く。

営業時間 8:00から17:00までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。それ以外のときは、介護報酬告示上の額とする。前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所:利用者宅その他必要と認められる場所

(2) 使用する課題分析表の種類:全社協方式

(3) 課題分析の手順として、利用者との面接においてアセスメントを行い、その結果を専門的見地に基づき解決すべき課題に必要なサービスについて、長期、短期において目標並びに達成時期を示し原案を作成し、同意を得た上で居宅サービス計画の提供を行います。

(4) サービス担当者会議の開催場所:利用者宅、その他必要と認められる場所

(5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度:最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況把握及び連絡調整等の必要に応じて訪問する。

(6) 交通費については通常の実施地域の利用者は無料とする。

それ以外の地域の利用者は実費とする。

(事故発生時の対応)

第7条

(1) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じなければならない。

(2) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は坂井市三国町とする。

*他の地域の場合は要相談とする。

(苦情処理)

第9条

(1) 事業者は、自らが提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

(2) 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報保護)

第10条

事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条

(1) 事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を適宜設けるものとし、また、関係機関より法定研修等における実習生の受入要請があった場合は、速やかに受け入れるものとし、県下の介護支援専門員の資質向上のため貢献するものとする。

(2) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 慈風会と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(4) 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(業務継続計画 (BCP) の策定)

第12条

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画(BCP)に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条

感染症の発生及びまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともにその結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する

(3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・教育及び訓練を定期的実施する。新規採用時には感染対策研修を実施する。

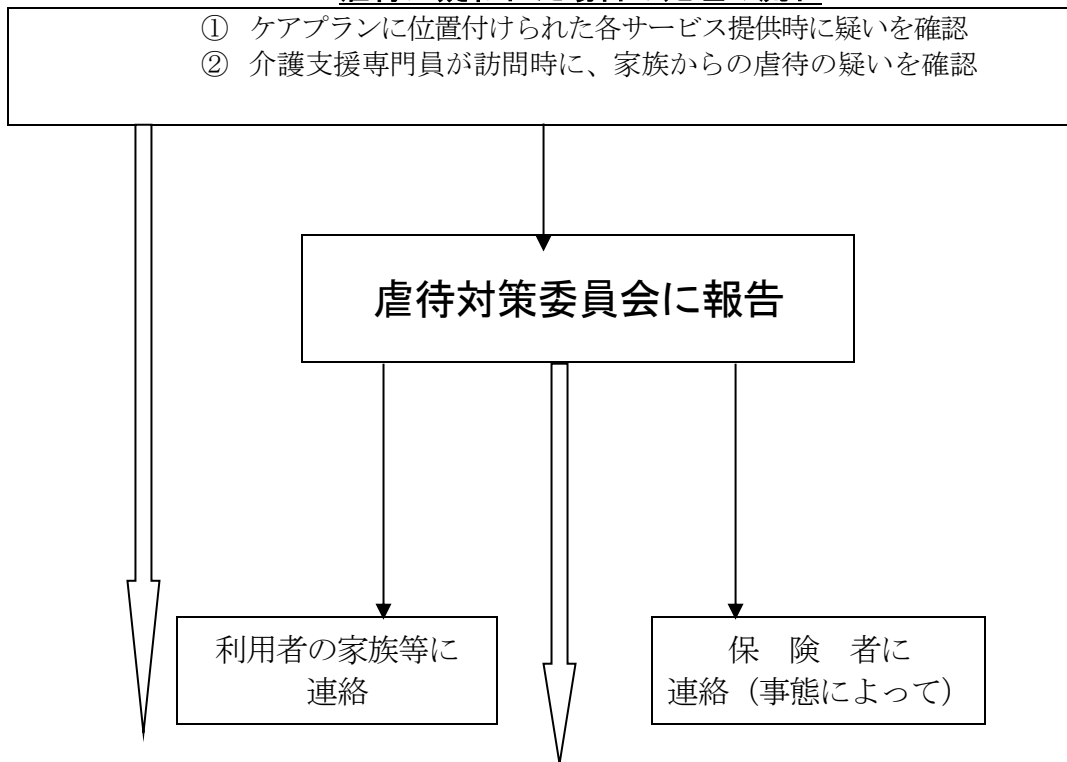
(虐待の防止に関する事項)

第14条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の専任の担当者を置く。
委員会は定期的を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための対策の指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施し、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

虐待が疑われた場合の処理の流れ



※緊急の場合はすぐに連絡⇒ 救急車、病院、主治医等

虐待防止対策委員会

担当者	川出 ますみ
ご利用時間	月～金 午前8時00分～午後5時00分
ご利用方法	電話 0776-82-1002
	面接 宮崎病院内相談室
Eメール	info@miyazaki-hp.com

(附則)

*この規程は、平成11年10月1日から施行する。

*第4条 職員等 介護支援専門員2名から6名に変更

(平成15年7月1日)

*第7条 通常の事業実施区域を「三国町、芦原町、坂井町」から、

「坂井郡、あわら市」に変更(平成16年3月1日)

「坂井市三国町、坂井市坂井町、あわら市」に変更(平成18年3月20日)

「坂井市三国町」に変更(平成19年7月1日)

*第3条 事業所の所在地「坂井郡三国町」を「坂井市三国町」に変更

(平成18年3月20日)

*第5条 営業日及び営業時間 営業時間

午前8時00分から午後6時00分までを午後5時30分までに変更

営業日及び営業時間 営業時間 8:00から17:30まで

ただし土曜日は12:00までとする。に変更(平成19年2月1日)

*第9条 その他運営についての留意事項 内容の一部見直し

*第4条 職員等 介護支援専門員6名から5名に変更(平成18年3月20日)

*第4条 職員等 介護支援専門員5名から3名以上に変更

(平成21年4月1日)

*第5条 営業日及び営業時間 営業時間

午前8時00分から午後5時30分までを午後5時00分までに変更

(平成25年11月1日)

*第9条 法定研修等における実習生の受入について規定する。

(平成27年4月1日)

*第6条 利用料に交通費について規定する。

(平成29年4月1日)

*第4条 職員等 介護支援専門員3名以上から2名以上に変更

(平成29年10月1日)

*前条項を現状の事業運営に則した条文に改定するとともに、事故発生時の

対応、苦情処理、個人情報保護の条文追加(平成30年4月1日)

*第5条 営業日を月曜日～金曜日に変更する。(平成31年4月1日)

*第4条 職員等 介護支援専門員2名以上から1名以上に変更

(令和5年8月1日)

*第12条 業務継続計画(BCP)の策定の追加(令和6年4月1日)

- *第13条 感染症の予防及びまん延の防止のための措置の追加
(令和6年4月1日)
- *第14条 虐待の防止に関する事項の追加
(令和6年4月1日)